

第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

令和2年4月7日に国の「緊急事態宣言」が発令され、4月16日には対象地域が全国に拡大されました。栃木県においても「緊急事態措置」が実施されたことに伴い、対策本部会議を4月21日に開催しました。

会議では、令和2年4月18日から5月6日までの栃木県の緊急事態措置内容を踏まえた市の対応方針を確認しました。

○本部会議における主な決定・報告事項

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う広報活動については、広報車3台を使い4/24～5/6まで、12時～13時、16時～17時市内全域を対象に実施。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴いイベントや所管施設については、原則中止・延期・休業等の対応を基本とする。
- ・対策本部機能が南河内公民館へ移転された場合の転送電話については、市で所有している携帯電話のほか一部購入により対応。
- ・除菌効果のある酸性電解水の無料配布（一般市民対象）を5月3日と10日に実施。感染防止のため1世帯1人とする。
- ・市で備蓄しているサージカルマスクを保育園・幼稚園、障がい児者施設へ15,000枚を配布。